



# 島根県報

平成28年6月24日（金）

号外 第 130 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

**告 示****島根県告示第471号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字下田ノ口872番1地先から同字城蓮738番1地先まで	メートル 307.84	平成28年 6月24日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1897番1地先から同市河内町1686番1地先まで	1,843.00	平成28年 6月27日	浜田県土整備事務所	
〃	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1361番地先から同1369番1地先まで	156.75	平成28年 6月24日	隠岐支庁県土整備局	